

令和6年第2回定例会  
赤井川村議会会議録  
第2日（令和6年6月18日）

◎議事日程（第2日）

第19 一般質問

追加日程

- |     |                    |  |
|-----|--------------------|--|
| 第 1 | 議案第38号             | 地域公共交通バス車両購入契約の締結について                          |
| 第 2 | 予算特別委員会<br>委員長報告   | 議案第32号 赤井川村畑地かんがい用水施設設置条例の一部を<br>改正する条例案について   |
| 第 3 |                    | 議案第33号 赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正す<br>る条例案について      |
| 第 4 |                    | 議案第35号 令和6年度赤井川村一般会計補正予算（第2号）                  |
| 第 5 |                    | 議案第36号 令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予<br>算（第1号）        |
| 第 6 |                    | 議案第37号 令和6年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正<br>予算（第1号）       |
| 第 7 | 総務開発常任委<br>員会委員長報告 | ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の<br>充実・強化を求める意見書  |
| 第 8 | 意見書案第3号            | ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施設の<br>充実・強化を求める意見書案 |
| 第 9 | 総務開発常任委<br>員会委員長申出 | 閉会中の継続調査申出書                                    |
| 第10 | 議会運営委員会<br>委員長申出   | 閉会中の継続調査申出書                                    |

◎出席議員（8名）

1番	阿部 猛 君	2番	連 茂 君
3番	曾根 敏 明 君	4番	能登 ゆう 君
5番	川人 孝 則 君	6番	藤門 弘 君
7番	山口 芳 之 君	8番	岩井 英 明 君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村 長 馬 場 希 君

副 村 長	大 石 和 朗 君
総 務 課 長	秋 元 千 春 君
住 民 課 長	小 林 義 幸 君
保 健 福 祉 課 長	高 松 重 和 君
産 業 課 長	神 信 弘 君
建 設 課 長	釣 賀 謙 一 君
教 育 長	根 井 朗 夫 君
教育委員会次長	藤 田 俊 幸 君

◎議会事務局

事 務 局 長	横 井 慎 之 君
書 記	今 泉 央 君

(午前 9時00分開議)

◎開議宣告

○議長（岩井英明君） ただいまの出席議員数は8名です。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、谷会計管理者におきましては公務のため欠席しておりますので、ご報告いたします。

◎日程第19 一般質問

○議長（岩井英明君） これより日程第19、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問についての発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により30分以内といたします。

議員の発言を許します。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） おはようございます。2件一般質問したいと思います。

1件目は、森林を生かす仕組みづくりについてということで質問いたします。令和元年度より、市町村による森林整備等の新たな財源として森林環境譲与税の譲与が、市町村が私有林の経営管理を受託する仕組みとして森林経営管理制度が始まりました。本村において総面積の88%を占める森林が適切に管理され、環境保全、防災、水源涵養などといった森林の持つ多面的な機能が豊かに生かされていくようお願い、村の取組について伺います。

1点目です。森林環境譲与税の活用状況について、また今後の活用方針について伺います。

2点目です。所有者不明林、所有者の不在村化や高齢化による管理への影響、手入れ不足について村内の現状を伺います。関連して、森林経営管理制度の活用について伺います。

3点目です。森林管理によるゼロカーボン施策について取組と進捗状況を伺います。

次に、2件目の質問として共に暮らす地域づくりということで、今増えている外国人の方たち関連の施策について村の取組について伺います。コロナ禍を経てインバウンド需要が戻り、また慢性的な国内の人手不足を背景として外国人居住者が村内でも急激に増えました。今年の3月1日時点での集計では、日本人959人に対し、外国人が423人、全人口の約3割が外国人という状況でした。直近の6月1日時点でも185の方が居住され、人口の1.6割を占めています。季節的な労働者としてだけでなく生活者として共に暮らせる地域づくりを体系的、計画的に進めていく必要を感じます。一言で外国人といっても、国籍、在留資格、年代、世代、居住地域、経済状況は多様であり、それぞれの背景に寄り添った対応が居住地の自治体には求められています。平成28年に策定された第四期赤井川村総合計画には、国際交流という項目はあるものの、多文化の共生や外国人関連の施策は見当たりません。多文化共生の推進に係る指針や計画、施策の必要性について村長のお考えを伺います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、おはようございます。能登議員からの一般質問についてお答えさせていただきます。

まず、森林を生かす仕組みづくりについてということで、まずは森林環境譲与税の活用状況についてにつきましては、これまで森林経営計画に参画していない森林所有者への意向調査業務委託、公共施設である公園内に木材を活用したバイオトイレの設置などの事業に補助金として主に活用しております。なお、今年度は、国産木材の活用、普及啓発を目的に赤井川カルデラ温泉及び道の駅へ木製家具の導入を予定しております。

今後の活用についての基本的考え方についてですが、1つ目は森林整備の保全や推進、2つ目は村内の林業事業者2者と連携した就業人材育成、確保、3つ目は木材利用の促進、特に村内での活用ということでございます。4つ目は、森林の果たす役割や森林整備の必要性などについての普及啓発、この4つを基本に踏まえて森林環境譲与税を活用していきたいと考えております。

村内の現状と森林経営管理制度の活用についてですけれども、森林環境譲与税を活用し、森林経営計画に参画していない所有者への意向調査を踏まえ、村有林を含む民有林の約7割の3,842ヘクタールで森林経営計画を策定し、何らかの形で今後の整備、保全の意向を示していただいております。ただ、約3割の所有者については所在不明も含めていることから、まずは7割の方にとりあえず取り組んでいただくよう、特に森林組合とは今まで以上に連携を密にしていきたいと考えております。なお、森林経営管理制度については、林家と言われる林業経営体が存在しない本村においては事業化は難しいと考えていますので、現状の森林組合への施業委託などで森林管理を進めることが望ましいと考えております。

森林管理によるゼロカーボン施策の取組と進捗状況についてでございますけれども、村としては昨年度から5年ワンサイクルとして村有林の間伐や植林など適正管理による森林のCO<sub>2</sub>吸収力を高める取組をスタートさせ、2年目となる本年度も石狩森林管理署や総合振興局森林室など関係機関から技術協力をいただきながら森林整備事業を進めています。今後は、ある程度の整備面積を確保できた段階で、Jクレジットへの活用など自然由来の再生可能エネルギーを将来にわたって継続的に活用できるよう取組を進める考えでおります。

続きまして、共に暮らす地域づくりについてのご質問ですけれども、多文化共生の推進に係る指針や計画、施策の必要性についてどう考えているかという質問ですが、一言で言うところの考えは今のところありません。理由については、外国人の居住者についてはほとんどがキロロを中心とするスタッフで、多くは期間限定で滞在する方が多く、相手側が共生を望んで定住を継続する状況ではないということです。ただ、期間限定とはいえ、多くの外国人スタッフが村内に一定期間滞在する現実はあることから、私のほうから教育

委員会事務局に相談し、社会教育事業の中で交流の機会を設けることができないか会社側と相談してほしい旨伝えております。まずはお互いを知ることから始めることが必要と考えていますので、能登議員におかれましても住民レベルで交流を深める先頭に立っていただき、ご尽力いただければ幸いです。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありますか。

○4番（能登ゆう君） では、1件目の森林を生かす仕組みづくりについてということで再質問したいと思います。

森林環境譲与税の活用状況についてですが、特に個人的に気になるのは人材育成の確保の部分です。今後の基本的な考え方について、方針の中にも就業人材の育成、確保という取組挙げられていますが、具体的にどんなふうに進めていくようなお考えがあるのか、その点について伺いたいと思います。

あと、2点目の所在不明林についてです。約3割の所有者については所在不明分も含まれているということで、そのほかの7割のほうにできることから取り組むというお答えでしたが、例えば所在不明林については市町村が管理を実施するという枠組みも森林経営管理制度の中ではありますが、村としてそのような取組をするお考えがないのかどうか、その辺について伺いたいと思います。

あと、ゼロカーボンの取組としては、木質バイオガスのこと、前頂いた資料に取組として挙がっていましたが、今回特にそのものずばりのお答えの中に入っていないので、その辺進捗状況どのようになっているのか、最近ホームページで調査の業務についてたしか募集していたりしていたこともあったと思いますが、どのような今動きになっているのか。

その辺3点お聞かせください。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） まずは、人材育成というか、職業、うちには林家はないので、林家を育てるという考え方は持っていません。ただ、企業さんのほう2者ありますけれども、そんな中どういうふうに人材を確保していくかというのはこれからの課題として、意見交換等を進めながら、村がどういった手助けをできるのかということは今後の課題として捉えております。

2つ目の不在地主の部分について村で管理する考え方はあるのかということで、今のところそういう考え方はございません。まずは7割、今連絡がついているところを重点的というか、優先的に進めていきたいというふうに考えてございます。

最後の木質バイオの関係について1回目の回答にはなかったということで、これについては今調査中ということで具体的にまだ細かく詰めがされていません。ただ、調査の中で、今チップだとかペレットだとか、いろいろなものがありますけれども、他町村のお話をしは失礼なのですが、やっぱりうまくいっていないような部分もあるので、村とし

ては何とかまきボイラー、コストも安くて、そのままの状態でまきとして熱エネルギーを活用するということがどの程度できるのかということを中心に今回の調査等を踏まえて進めていって、方向性ある程度実現性ができれば公共施設なんかにはそういったものを導入していきたいというふうに考えている段階でございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再々質問。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） ありがとうございます。最初の質問でも触れましたけれども、総面積の88%が森林という赤井川村ですので、ぜひこの豊かな森林を守りながら、村づくりにも生かしながらの施策を進めていっていただきたいと個人的には思います。森林づくりということに関しては、やはり人の一生以上の長いスパンでの取組が必要になってくる分野でもあります。今挙げたようないろんな事業がばらばらではなく体系的、また継続的に取組が続いていくことを願っています。そのためには、やはり村として森林づくりをこうしていきたいとか、何十年後の森林をこういう状態に持っていきたい、その将来像を描いて、ビジョンを描いて目指していくことがとても大事になってくる分野だと思います。最後に、馬場村長の森林づくりについてのお考え、将来像について何かお考えあればお聞きしたいと思います。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） ありがとうございます、ご質問。それと、森林整備についてしっかり頑張れというようなお話かなというふうに考えています。ただ、今能登議員が言ったように、すごく長いスパンで考えていかなければならないことだし、まずは約1,800ヘクタール、村有地、全てを森林管理として使えるような地形でもない場所もありますけれども、まずは村有林の整備を進められる部分についてはそこをまず重点的に、先ほど言ったみたいに今5年の計画でローリングを進めていくということにしていますけれども、そのほかの部分についても今後、先ほどもお答えしましたけれども、国有林側や道のほうのいろんな技術的な支援なんかもいただきながら、長いスパンで森林整備については考えていきたいなというふうに思っておりますので、引き続きご理解とご協力をいただければ大変助かります。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君の……

（「2件目の再質問」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 失礼、2件目。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） ありがとうございます。では、共に暮らす地域づくりについてというほうの質問について再質問を行います。

多文化共生の推進に係る指針や計画、施策の必要性についてということで、お考えはな

いということであって個人的には残念なお答えでした。今でも、やはり外国人の方増えたことで、例えば窓口の業務であったりとか、あと小中学校、義務教育の年代にある子どもの受入れ、その子どもたちへの対応など、様々必要に応じて対応は十分されていると認識しております。ただ、そういうことが継続的にしっかりとした指針、計画に基づいてきちんと行われていく、そういう部分ではやはり大本の計画だとか施策にきちんと盛り込むということはとても大事なことで個人的には考えています。キロロの従業員さんが中心とはいえ、例えば夏の間は特定技能の農作業の方ですとか、キロロだけではなく、今度いろんな方面から外国人の方、今の労働力不足を考えますとどんどん増えていくというのは想像に難くないというか、想像できる部分でもあります。そして、来られる外国人の方は大体仕事にひもついて来られるので、例えば仕事を失うこと1つがリスクなのです。仕事1つ失うことで例えば住まいも一緒に失ってしまう。次の当てがないような方が村でどう生活していくのか。そうなること事業者任せにはできないと思います。やはり自治体として居住者である外国人の方にもきちんと対応していく、その方々の困り事に適切に対応できる体制をきちんと取らないと、そういう部分、日本人でも一緒ですけれども、社会不安にも、そう言う誤解を招くような表現になるかもしれませんが、社会不安の原因の一つにもなるようなことでもあると思うのです。

なので、第5期の赤井川村総合計画への検討もこれから始まるような段階だと思いますけれども、増えていくであろう外国人の方々を労働者としてだけではなく一緒に暮らす生活者として位置づけて、共に暮らせる環境づくりに村としてきちんと取り組む、そのための施策をきちんと進めていくためにも計画や指針、そういうものをきちんとつくるということは個人的には大変重要だと思っています。日本人の数どんどん減っていきます。労働力不足どんどん深刻になります。外国人の方、望んで来てくださる方がいるのであれば、一緒に暮らしていきましょう、そうやって気持ちよく迎え入れられる環境づくりをぜひ取り組んでいただきたいなと思っています。住民レベルからの交流を深めるということで最後にお話ありましたけれども、私自身も個人的にはそのようにありたいと思っていますが、個人レベルでの限界というのもあるので、ぜひ自治体としても取り組んでいただきたいなと思います。これは、すみません、意見になります、述べさせていただいて質問を終わります。

以上です。

○議長（岩井英明君） 答弁は要りますか。

○4番（能登ゆう君） 答弁ありましたらお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 答弁というより、能登議員の個人的な貴重なご意見として伺わせていただきます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君の一般質問を終了いたします。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

次、赤井川村長より議案第38号 地域公共交通バス車両購入契約の締結についてが提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、地域公共交通バス車両購入契約の締結についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第38号

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第1、議案38号 地域公共交通バス車両購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋元総務課長。

○総務課長（秋元千春君） それでは、ただいま上程いただきました議案第38号について説明させていただきます。

議案第38号 地域公共交通バス車両購入契約の締結について。

次のとおり地域公共交通バス車両購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めます。

令和6年6月18日提出、赤井川村長。

記といたしまして、契約の目的につきましては地域公共交通バス車両の購入でございます。契約の方法につきましては随意契約、契約金額につきましては2,750万円でございます。契約の相手方につきましては、小樽市港町1番1号、三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう小樽支店長でございます。参考といたしまして、納期は契約の日から令和6年12月20日までとしております。

次のページをお開きください。このたびの契約に係る仮契約書を添付しております。令和6年6月14日に仮契約を締結しておりまして、車両につきましては三菱エアロスターの2WD、2駆でございます。総排気量につきましては7,545ccとなっております。燃料は軽油を使用いたします。また、燃料タンクにつきましては容量は160リットルとなっております。ホイールベースにつきましては4,800ミリ、電子制御式の6速のオートマチックとなっております。バス自体は、中扉のない前扉仕様でございます。座席は40、立席は22のワンステップ型の大型バスとなっております。追加\_\_\_\_といたしましては、冬

タイヤ、ドライブレコーダー、バックカメラ、簡易運賃箱ですとか、その他寒冷地仕様、安全対策など特別仕様としたものとなっております。

以上、ご説明いたしますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

山口芳之君

○7番（山口芳之君） 今度40人乗りの大型バスになるという形になりましたけれども、6速のオートマチックという形を取るような感じなのですが、最近バスというのは全部オートマになって、壊れないとはいうものの、昔のオートマよりは壊れないのですが、壊れる確率は少し高いのです。これしかないって言われたらこれしかないのですよ、今のバスは。仕方がないといったら仕方ないですが、あと色だとかというのは今回はどのような形で考えているのかというのをちょっとお伺いして、それと年寄りが高齢になるときにフロントのエアサスが落ちるようになっているかどうかというのを確認したいです。

○議長（岩井英明君） 秋元総務課長。

○総務課長（秋元千春君） 色につきましては、今のむらバスがあめ色、あめ色というか、赤色を基調としておりまして、間違わないように今回も赤で統一しようかなというふうに思っております。

それと、バスにつきましては、ノンステップだと積雪の関係もあるものですから、今回ワンステップバスにいたしまして、伸びるというか、下りてくるようなものではなくて、ちょっと1段上がるような形にはなるのですが、そういったもので考えております。

○議長（岩井英明君） 川人孝則君。

○5番（川人孝則君） 地域公共バス購入ということで、今はマイクロバス1台あります。このバス利用の頻度、マイクロバスを優先として使っていて、何かあったときの対応に使うのか、この利用の仕方の方をまず1つ教えてほしいのと、最初4駆でどうのこうのということで1者見積り取るような話だったのですが、2駆ということになれば他者との見積りを行ったのかどうか、そこら辺もちょっとお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（秋元千春君） 今回購入する大型バスにつきましては、むらバスで利用するのは次年度から、来年の4月からというふうになるのですが、今のマイクロとうまく使い分けしながら、乗る時間帯によってマイクロだと乗り切れないような時間帯というのも時期によっては、あるいは時間によってはありますので、そういった意味ではマイクロと大型を使い分けながら運行していきたいなというふうに思っております。

それと、2駆とか4駆とかという話がありまして、うちらも4駆とかも考えたのですが、他者のまず状況を聞きますと三菱ふそう以外につきましては今から頼むと1年以上の時間

を要するというようなことでありまして、単年度では大型ですとか中型は無理だというようなこともございまして、今回そういった中で今年度中に納入可能なバスということで三菱ふそうさんの大型バスということで選定をいたしました。そんな状況でございまして、三菱さんにつきましては4駆は造ってなくて、大型になると全部2駆のバスだということになりまして、必然的に今回のこのバスを選定するような形になります。

○議長（岩井英明君） 川人孝則君。

○5番（川人孝則君） 急遽4駆から2駆に替わって、ほかの他者では年度内間に合わないとかというあれで、当初から4駆ということ想定して話を進められていたというのは自分らもずっと聞いていたことであって、自分は中型、大型になったらRRで2駆で十分だなとは思っていたのですが、そういう話をしない中で他者との見積りは全然できなかったという判断の下の契約かなというふうに今自分捉えています。だから、そういう誤解を招かないように、あくまでも他者はこういう対応できていなかった、ただ村としてその把握ができていなかったというのが事実かなと思います。だから、他者との競合性が一切ないなということは自分ちょっと実感いたしますので、今後このようなことはないようお願いしたいなと思います。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（秋元千春君） 今後いろいろと連携というか、意見交換しながら、あるいは準備して、今後あまり混乱のないようにしたいな、混乱というか、このようなことがないようにして進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩井英明君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号 地域公共交通バス車両購入契約の締結についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第38号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第38号 地域公共交通バス車両購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

ここで10分ほど休憩します。

午前 9時28分 休憩

午前 9時40分 再開

○議長（岩井英明君） 会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） 予算特別委員会委員長より委員長報告書が提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第2から追加日程第6として一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第2から追加日程第6として予算特別委員会委員長報告を一括議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第2ないし追加日程第6 予算特別委員会委員長報告

○議長（岩井英明君） 本件に関し、委員長の報告を求めます。

川人委員長。

○予算特別委員会委員長（川人孝則君） 予算特別委員会審査結果報告。

本委員会に付託された議案第32号 赤井川村畑地かんがい用水施設設置条例の一部を改正する条例案について、議案第35号 令和6年度赤井川村一般会計補正予算（第2号）、議案第36号 令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第37号 令和6年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第33号 赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案については、審査の結果、内容について議論が不十分であり、継続審査に付するべきものとしましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（岩井英明君） 委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

川人委員長、自席へお戻りください。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号 赤井川村畑地かんがい用水施設設置条例の一部を改正する条例案

についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第32号 赤井川村畑地かんがい用水施設設置条例の一部を改正する条例案については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第33号 赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、閉会中の継続審査に付するであります。

本件は、委員長の報告のとおり閉会中の継続審査に付することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第33号 赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案については、委員長の報告のとおり閉会中の継続審査に付することで決定されました。

次に、議案第35号 令和6年度赤井川村一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。

この際、議案第35号から議案第37号までを一括採決といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号 令和6年度赤井川村一般会計補正予算(第2号)、議案第36号 令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)及び議案第37号 令和6年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を一括採決といたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第35号 令和6年度赤井川村一般会計補正予算(第2号)、議案第36号 令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)及び議案第37号 令和6年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） 総務開発常任委員会委員長より委員長報告書が提出されております。

これらを日程に追加し、追加日程第7として一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第7、総務開発常任委員会委員長報告を議題といたします。

◎追加日程第7 総務開発常任委員会委員長報告

○議長（岩井英明君） 本件に関し、委員長の報告を求めます。

川人総務開発常任委員会委員長。

○総務開発常任委員会委員長（川人孝則君） 総務開発常任委員会審査結果報告。

本委員会に付託されたゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出については、審査の結果、賛成者多数で採択であります。関係機関に対する意見書を提出するべきものであるとしましたので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

以上です。

○議長（岩井英明君） 委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

委員長、自席へ。

討論を行います。討論ありませんか。

藤門議員。

○6番（藤門 弘君） この意見書は、今短いこういう3号で出てきましたけれども、その前に配られた中に細かく書いた意見書がずっとあって、多分配られているものところちが違うのかもしれませんが、この前のところに細かくこの意見書についての、これ持ってきた何かというあれからの説明書みたいのがあるのですけれども、基本的にまずこの意見書に対するスタンスが初めから僕は合わないの、これには反対です。意見書に同意できません。

理由を説明するとすごく長い時間かかりそうなので、短くやれって言われたので、ごく簡単に話しますと、国の森林政策、ずっと国がやってきた森林の政策というのは拡大造林政策、戦後ずっときて、簡単に言うところにかく山を切って天然林をどんどん伐採しろと、そこに植林していけど、拡大造林というのはそういうことです。どんどん天然林の比率が

国有林についても民有林についても減っていった、そこに針葉樹の単一林を植えていく、こういう政策の中にあるわけ。いまだにそれは行われているし、この意見書のスタンスもそこに立っているのです。山を切れと、回復可能なのだと、だから幾ら切ったってそこはまた戻るのだから、循環するのだということで木を植えていった。しかし、今これは駄目だと、これではもう駄目だぞという反省期に入っているわけです。しかし、いまだに反省しない人たちがいるわけで、それは原子力村と同じように利権の絡みがずっと政官財の中にありますから、一定の循環で動き出した、森林組合を含めて。特に森林組合は大きいのですけれども。

その中であって、拡大造林の方策、例えばこれクリーンラーチなんていうのが、カラマツを植えろと、北海道はとにかく。北海道の木ではないですからね、カラマツはまず。カラマツがいかに森林土壌を駄目にするか、これ研究者からはっきりレポートされているのです。北海道中の山が駄目になっていっている。これは、拡大造林だ、森林だ、リサイクルだ、そういう批判がずっときたところにゼロカーボンという話が出てきたわけです。ここぞとばかりに、ほらゼロカーボンだぞということでこれを使おうという、つまり山を壊していこうという方針にすぎないと僕は思っているわけです。僕は、簡単に言うならば木は切るなというのが立場です。森林の整備とか、先ほどの能登議員の質問の中の村長の答えの中には森林整備という言葉があった。森林整備という言葉の中に様々な要素があるので、あながち全部反対するわけではないのですけれども、拡大造林的な植林、針葉樹の一斉植林というのは端的に言って森林の生態系の破壊です。そこに住んでいるあらゆる生き物がそこにいたはずで、天然林、自然林の中には。それらが一斉に駆除してしまいます。一斉にいなくなってしまう。熊が住めない森、鹿が住めない森をつくっていくわけです。針葉樹林ってそんなわけです。

森林土壌の研究をしている人たちは、はっきり言っています。土壌が駄目になっていくわけです。森林を実際にやっている業者から話を聞いても、年々木は大きくならないのだ。2回目、3回目になるとだんだん木の成長が落ちていくと、それは当然ですよ、土壌が駄目になっていくわけですから。カラマツの林の下にある、皆さん落葉キノコが出るからって喜ぶけれども、あの土壌は誠に貧弱な土壌、何も生き物が住めない酸性土壌です。それを何年も繰り返し、葉っぱが落ちますから、土壌駄目になれば。これは、山の土が駄目になるのは当たり前なわけです。先ほど村長の森林の活用の仕方に4つがあると言って、その一つに木材の利用というお話がありました。この意見書の中でも木材の利用ということを行っているのですが、利用する木材が取れなくなっていっている。僕は木工の仕事がずっとやってきたから、木についてある程度分かるのですが、今やあのすばらしい北海道のナラ材がもう手に入らなくなってきている。それはそうです、どんどん切って消費していってしまうわけですから。もう行き詰まってしまっているわけですね、完全に。広葉樹のいい名木なんかは出てこないわけです。そういう山にしてしまっているのをますます進めようという話にここには聞こえるわけです。したがって、僕は賛成できない。今何をす

るべきかといったら、山をつくっていく、100年後を目指して木をつくっていく、森をつくっていくということをしなければならないところに僕は今きているというふうに思うわけです。

話すともう1時間ぐらい必要になるので、もうやめますけれども、とにかくこの意見書には賛成できないので、意見を述べさせていただきます。

○議長（岩井英明君） 討論についてはこれで終わります。

これよりゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書は、委員長の報告のとおり採択されました。

#### ◎日程の追加

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

阿部猛君外1名より意見書案第3号が提出されております。

この際、これらを日程に追加し、追加日程第8として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第8、意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案を議題とすることに決定いたしました。

#### ◎追加日程第8 意見書案第3号

○議長（岩井英明君） 議案の説明につきましては、既にお手元に配付させていただいておりますので、省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これより意見書案第3号に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

意見書案第3号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程の追加

○議長(岩井英明君) お諮りいたします。

総務開発常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書がそれぞれ提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第9から追加日程第10として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程第9、総務開発常任委員会委員長申出及び追加日程第10、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

#### ◎追加日程第9 総務開発常任委員会委員長申出

○議長(岩井英明君) 次に、追加日程第9、総務開発常任委員会委員長申出を議題といたします。

総務開発常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### ◎追加日程第10 議会運営委員会委員長申出

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第10、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### ◎閉会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

以上をもって本定例会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、令和6年第2回赤井川村議会定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（岩井英明君） これで本日の会議を閉じます。

令和6年第2回赤井川村議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。ご苦労さま。

（午前10時00分閉会）